

平成29年度

第6回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第6回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月5日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2 件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
議案第5号	平成29年度農地利用状況調査について	1 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
	事務局長専決分	28 件
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について	2 件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	3 件

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 花澤 進一

次長 谷地 正道

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 田中 恒平

## 8. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成29年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、審議いたします議案第5号平成29年度農地利用状況調査につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様にも関連いたしますことから出席いただいております。その他の議案につきましても、ご意見ございましたら発言の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、7番の宇田川委員、8番の石井(文)委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第4班で、7番、宇田川委員と8番、石井(文)委員です。農政班は、第2班で、3番、岡本委員と4番、石田委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1から議案第5号までと、報告第1号から報告第5号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  今回の申請は、2件でございます。  議案の1ページと2ページをお願いいたします。  1件目の申請受付日は、平成29年9月21日でございます。  申請地は、柏井町の地目が畑で、面積は396平方メートル、外3筆で、合計面積は2,914平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため賃借権を設定するものでございます。  続いて、議案の3ページと4ページをお願いいたします。  2件目の申請受付日は、平成29年9月21日でございます。  申請地は、稲越町の地目が田で、面積は514平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権を移転するものでございます。  説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 6番</p>	<p>現地調査は、平成29年9月29日に農地調査班第3班と区域4及び区域6を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。  1番の申請地は、いちかわ市民キャンプ場の西側、概ね300メートルに位置しております。譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。申請地は、露地畑で概ね良好な状態で管理されております。取得後は、キウイフルーツの栽培をするとのことでございます。  以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。  2番の申請地は、市立稲越小学校の北側、概ね300メートルに位置しております。譲受人は、主に梨を栽培している専業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はござ</p>

	<p>いません。申請地は、露地畑で概ね良好な状態で管理されております。取得後は、梨の栽培をするとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため賃借権を設定するものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>2番の譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権を取得するものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の30アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>1番ですが、パイプハウスは撤去するのですか？</p>
<p>議席 5番</p>	<p>3棟ありまして、2棟はしっかりしているので、そこでパッションフルーツを栽培し、1棟については屋根を張り替えてキウイフルーツを栽培することです。</p>

議席 3番	分かりました。ありがとうございます。
議長	他にございますか。
推進委員	私は農業委員ではないんですが、議案に対する発言はよろしいですか。
議長	はい、大丈夫です。
推進委員	私は柏井町担当ですので、現地に立ち会ったのですが、借りる方は梨とキウイフルーツをやっているということですが、キウイフルーツを平畑でやるとなると、棚も張り、防虫網も掛けることになると思いますが、所有者の方に許可を得ているんですか。
事務局	聞き取り調査において、申請人から土地を借りる際に、棚を張り、防虫網を掛けることについては、貸主と話はまとまっていると聞いておりますので、問題ないかと思えます。
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。 2番についてお諮りいたします。許可することに決定して、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

<p>事務局</p>	<p>2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>1件目につきましては、資金調達計画におきまして、銀行からの融資の確定に不測の日数を有しており、今回は取下げとなりました。</p> <p>続いて議案の7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>2件目の申請受付日は、平成29年9月25日でございます。</p> <p>申請地は、原木で地目は田、面積は161平方メートル、外3筆で、合計面積は782平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、特別養護老人ホームを建設するため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 6番</p>	<p>現地調査は、平成29年9月29日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市立信篤小学校の東側、概ね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、境界には新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置し、被害を防除することとさせていただきます。雨水については敷地内で一時的に貯留し、合併処理浄化槽にて処理された汚水及び雑排水と併せて前面側溝に放流することとさせていただきます。譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思えます。</p>



<p>議 長</p>	<p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、松戸市に本店を置き、社会福祉事業を営む法人です。</p> <p>昨今、高齢者化が進む中、近隣に特別養護老人ホームが少ない申請地周辺に土地を探していたところ、申請地を取得できることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び金融機関等からの借入れや補助金等で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。工事の予定につきましては、平成29年12月1日に着工し、完了は、平成31年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議席 4番</p>	<p>2番の特別養護老人ホームですが、どのくらい入所できるのですか、また、どのくらいの面積ですか。</p>

事務局	<p>100人とデイサービスになります。</p> <p>建築面積は、2,112.17平方メートルで、3階建になります。延床面積は約3,500平方メートルになります。</p>
議席 4番	はい、分かりました。
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」今回の申請は2件でございます。</p> <p>議案の9ページ、10ページの1件目は平成29年9月20日付で、また、議案の11ページ、12ページの2件目は同じく9月22日付で、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 1番	議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。

	<p>現地調査は、平成29年9月28日に農政調査班第1班と区域2及び区域6を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>1番の申請地ですが、1筆、面積は1,914平方メートルで、樹園地として、主として申出人が農業に従事していました。しかし、故障のため、今後農業に従事することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのごとでございます。なお、申出人の故障前の農業従事日数は、年間で250日であったことを聴き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、申出人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>次に2番の申請地ですが、6筆、合計面積は2,831.51平方メートルで、露地畑として、主として申出人の父親が農業に従事していましたが、父親が死亡したため、今後、相続人である申出人が耕作を継続することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのごとでございます。なお、被相続人の農業従事日数は年間で270日であったことを聴き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上2件、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。</p>
各 委 員	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」1番について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>

議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。2番について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の13ページ、14ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平成29年9月11日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、大野町の農地3筆で、合計面積は、2,812平方メートル、地目は「畑」で、現況は「畑」及び「樹園地」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、平成29年4月21日でございます。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 1番	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年9月28日に農政調査班第1班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、申請のあった農地は、被相続人と願出人の2名で農業に従事していました。願出人は、露地野菜及び梨の栽培を行っている農家の方で、今後も</p>

	<p>農地として利用していきたいと考えていることから、適切に肥培管理されていました。現地調査での聞き取り等の結果、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「平成29年度農地利用状況調査について」でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「平成29年度農地利用状況調査について」、議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。このことから、平成29年度における農地利用状況調査の実施について提案するものでございます。</p> <p>市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領では、調査期間を毎年8月から11月としておりますので、本年は10月から11月に実施してまいりたいと考えております。</p>

	<p>主な調査の内容につきましては、(1)として市内全域の遊休農地の実態把握、(2)として農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認、(3)として農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認、(4)として農地の違反転用の早期発見、(5)として相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などがございます。</p> <p>調査班につきましては、農業委員の皆さまのお住いの区域、又は隣接の区域としまして、農地利用最適化推進委員の皆さまは担当の区域で編成させていただきました。なお、調査予定日は、市川市農地利用状況調査員配置要綱第10条に基づき、会長が定めたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。が、「市川市農地利用状況調査員設置要綱」第10条によりまして、調査予定日につきましては、私が定めさせていただきました。各班の日程についてはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 8番	<p>D班なんです、11月1日はどうしても都合がつかないので、別の日に交換していただくことはできますか。</p>
議長	<p>各班の中で、D班と入れ替わっても良いという班がございますか。</p>
議席 7番	<p>もし、F班の皆様が変更しても大丈夫であれば、入れ替わっても良いです。</p>
議長	<p>D班とF班の皆様、いかがでしょうか。</p>
D班とF班	<p>大丈夫です。</p>
議長	<p>「大丈夫」ということでございますので、D班とF班の日にちを入れ替えます。それでは、お諮りいたします。議案第5号「平成29年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が5件ございます。報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が9月分28件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年9月5日から同年9月28日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は10件、14筆、1,386.47平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、18件、37筆、10,663.27平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、28件、51筆、転用面積は、12,049.74平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、17ページから22ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」、2件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」2件、ご報告いたします。</p>

	<p>23ページをお願いいたします。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので、一括してご報告いたします。本件は、相続の発生に伴う農地の権利取得でございます。</p> <p>1番と2番の被相続人は同一人で、相続が発生した日は、平成28年6月30日で、相続人からは、平成29年9月11日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>なお、農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ご報告いたします。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p> <p>土地は大野町の畑、面積は942平方メートルで、平成29年9月15日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>25ページと26ページをお願いいたします。</p> <p>1件目は、平成29年8月21日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p>



<p>議 長</p>	<p>土地の所在は、市川南の1筆、面積は263平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和50年11月12日に農地法第4条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年8月31日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「住宅」と回答したものでございます。</p> <p>次に、2件目でございます。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成29年9月4日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、富浜の1筆、面積は1,845平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和54年7月10日に農地法第4条に基づき、「店舗」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年9月6日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「店舗・共同住宅」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>行なっている旨の証明願について」、3件ございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年9月4日から同年9月19日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了といたします。以上で、第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>